

工 事 仕 様 書

1. 本工事は、半田市土木監督員の指示に従い、設計図面及び本仕様書に基づき施工する。
2. 本工事は、しゅん工の際、届出をし、検査を受ける。
3. 工事中は、工事用資機材は、常時整備し、一般道路に支障のないよう注意する。
4. 工事の施工に当たり、道路法規及び関係法規を守り、交通安全について十分注意し、着手前に所轄警察署に届け出て、危険防止の処置を取るとともに災害及び事故が起きないように注意する。
5. 工事施工中、隣接地等に迷惑をかけないように十分注意するとともに損害を与えたときは、直ちに原形復旧をし、損害を補償する。
6. 工事の施工は、午前 9 時から午後 5 時までとする。